

令和3年（2021年）度 東京都予算に関する要望書

一般社団法人東京都医療社会事業協会

日頃より医療社会事業につきまして、ご理解、ご支援を賜り感謝申し上げます。

本年1月より新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、東京都におかれましても新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が進められています。同じように私たち東京都の医療ソーシャルワーカーも、医療機関の最前線で患者やご家族の支援に当たっています。

しかし、なかなか終息が見込めない状況で、各医療機関では、医師、看護師をはじめとする医療従事者が感染の渦に巻き込まれているのが状態です。

こうした状況に対して、私たち東京都医療社会事業協会は、会員に対して、今まで2回のアンケートを実施し、各医療機関での受け入れ態勢および転院、退院の際の医療機関、在宅等受け入れ態勢、医療ソーシャルワーカーとして抱えている課題について調査を行いました。本年秋には第3回のアンケートも予定しており、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴って見えてきた社会的弱者といわれる高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人などへの影響も調査し、提言を上げていこうと考えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に、世界中が巻き込まれている時だからこそ、身元保証人の問題や在宅復帰する際のインフォーマルな支援の問題なども見逃さないように心がけていかななくてはなりません。

このように課題の多い医療・福祉分野において、医療ソーシャルワーカーの果たす役割と機能は、ますます高度な質と量が求められています。

私達は、東京の医療、福祉を専門とする職能団体として、令和3年（2021年）度の東京都の予算に関して、以下のことを要望いたします。

1. 都民の医療福祉の向上のために

（1）地域巡回医療福祉相談会の開催（継続・新規）

昭和62年度より継続している「地域巡回医療福祉相談事業」は、都民の身近な相談の機会としてますます必要とされています。現代社会は情報が大量、多岐に渡り、いつでもどこでも接することが出来るように思えます。しかしながら、実際には高齢者など医療福祉を必要としている層には届かず、ますます格差社会が進んでいます。医療保険、社会保障制度から外れ、重篤な疾病に進行したり、健康的な日常生活の崩壊に至る前に、問題解決の糸口を見つけ、関係諸機関に繋げるなど、医療福祉の介入が早期から必要な状況が生まれています。今後も有効な形での相談の機会提供をめざすため、予算の継続を要望いたします。

また、新型コロナウイルス流行期であるため、新しい相談様式が必要不可欠であ

り、開催方法は安全性を最重要視とし多様な形の相談会を認めていただくよう要望いたします。

(2) 通年での電話相談窓口の予算について（継続、要望）

当協会では東京都の委託事業として、「地域巡回医療福祉相談会」および「医療福祉電話相談」の相談事業を行っております。昨年度からは月4回に拡大して開催しています。相談内容では、病気や治療の障害となっている心理的不安等の精神的問題、病気から派生した本人、家族の社会生活上の問題、治療費や生活費等の経済的問題等、幅広い相談があり、各種制度を紹介したり、施設利用についての相談に対応したりしました。また、医師とのコミュニケーションの取り方やどこに相談してよいかわからないなど、病院等の医療機関や行政での医療相談につながらない都民が、まだ多く存在していることがわかりました。今年度は、新型コロナウイルスの影響により、面会禁止で会えないので、在宅介護を考えたいなどの相談もありました。

私たちは、このような都民の声に応えるべく、通年で都民および関係機関からの医療福祉に関する電話相談に対応し、都民の福祉の向上を図ることが必要と考えます。

相談員としては、経験豊富な会員があたることにし、必要に応じ当協会の理事や地域の医療ソーシャルワーカーと連絡を取り合い、専門的、包括的に都民の相談に応えていきます。

また、患者本人、家族の個別相談にあたるとともに、行政をはじめとする関係機関からの相談にも対応することを通じて、東京都における地域包括ケアシステムの実現と質の向上に寄与したいと考えます。

つきましては、現在の電話相談費用の助成を継続、拡大、『広報とうきょう』・各区市町村の広報への定期的な案内の掲載を要望いたします。

(3) 区市町村「在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口」への医療ソーシャルワーカー活用の促進（要望）

東京都でも区市町村における「在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口」が設置されています。

入退院での在宅関係機関と医療機関との連携は不可欠です。都民及びケアマネジャーなどの関係職種が、刻々と変化する医療供給体制の機能分化に関する適切な情報提供を受けた上で、在宅療養生活のあり方を選択することは重要で、医療ソーシャルワーカーが「在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口」で相談に応じることは、より適切な選択を可能にできると考えます。

区市町村に対して「在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口」への医療ソーシャルワーカーの活用を促進していただきたく、東京都よりのご支援を要望いたします。

(4) 「東京都在宅療養移行支援事業」の拡大（要望）

現在、退院支援を行うために新たに配置した看護師又は社会福祉士等の人件費については、補助があります。その補助の対象を在宅医療機関、外来部門、医師会に拡大していただくと、在宅療養の基盤強化に寄与します。現行の東京都独自事業について、補助の対象を拡大する予算措置を講じていただきたく要望いたします。

(5) 身元保証に対する支援（新規）

東京都の総務局の調査でも明らかなように、家族や親族がいないか、いても疎遠で

実質身寄りのない一人暮らしの方が増加しています。在宅療養や、救急搬送後の治療、その後の退院支援についても、保証人や金銭管理、意思決定支援、その他、未だに家族や親族を必要とする施設や医療機関が多い中で、医療機関のスタッフや地域で支えるケアマネジャー等に負担が生じています。

一人暮らしの都民が医療や福祉を安心して受けられる体制を構築し、有効な対策を講じる必要があるため、当協会において「身元保証に関する小委員会」を発足します。

実態把握を図り、有効な対策を立案するための調査研究および分析、課題解決へ提案を行うための予算を要望いたします。

2. 医療ソーシャルワーカーの人材育成のために

(1) 新人医療ソーシャルワーカーの人材育成（継続）

経年数3年未満の医療ソーシャルワーカーを対象に、理解すべき価値や倫理および知識、組織内でのソーシャルワーカーとしての立ち位置や個別援助の展開など、新人医療ソーシャルワーカーとして必要な知識を伝え、新人として必要なことを理解しながら業務ができるように新人養成を行っていきます。このように新人医療ソーシャルワーカーがそれぞれの医療機関・施設で活躍できるようにサポートをすることは、医療機関・施設を利用する都民の利益につながるものと思いますので、助成の継続を要望いたします。

(2) スーパービジョン講習（継続）

新人研修を受講後および一定の経年数を経た後の医療ソーシャルワーカーの専門的知識・技術の向上を目的とします。受講生から提出される事例を基に、担当講師からの助言に加えて受講生全員でも事例検討を行うという方法を用いてスーパービジョンを実施します。そのことにより、受講生は自らの日々の実践を振り返ることができ、結果を業務に反映させ、それがひいてはソーシャルワーク業務の明確化につながっていきます。医療ソーシャルワーカーが日々の実践力を鍛えていくことは、医療機関・施設を利用する都民の利益にもつながるものと思いますので、助成の継続を要望いたします。

3. 新型コロナウイルス等感染症対策について

(1) 介護認定調査の弾力的運用について（新規）

当協会が会員へ行った調査によりますと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、入院中の患者への面会制限は85%が全面禁止となっており、自治体では、認定調査訪問は半数以上が延期や制限をしていました。

23区ではすべての区が延期や制限を行っており、全く訪問調査を行わない事例がありました。

医療機関側からは、延期のみでなく、委託等の認定ができる特例が必要との意見が6割を超えています。

医療機関における新規・区分変更の件数は回答した15医療機関の年間件数は、4790件となっています。ある区での平成30年3月の新規・区分変更の医療機

関での調査件数は約300件でした。

今後の拡大状況によっては、必要な病床の確保、安心して在宅や施設で過ごすためには認定調査の延期ではなく特例による対応が必要と考えます。

つきましては、新規・区分変更の介護認定調査について、特例を認めるよう国への働きかけ及び東京都としての方針を出していただく、要望いたします。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した IT 化設備への支援 (新規)

新型コロナウイルス流行期のため、会員が属している医療機関の規則や自粛要請が出されており、集合体の会議・研修が滞っている現状があります。

また、安全な協会運営を行うためWeb環境の整備が求められています。新しい相談会・情報共有・情報発信に必要なWeb機材が必要です。

東京都でもIT推進を進めていますが、当協会などは、若い会員が多いので、なかなか整備が進みません。ぜひ、IT化の推進に必要な経費の支援を要望いたします。

(3) 新しい研修の形に対応するための活動 (新規)

東京都からの受託事業として、初任者研修およびグループスーパービジョンを毎年開催しています。これら受託事業を通して各ソーシャルワーカーの個別援助技術の向上をはかり、それにより都民へ質の高い支援が提供できるものと期待しています。今までは集合研修の形で行ってききましたが、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、感染拡大防止の観点から集合研修を開催することが困難になってきています。そのため、オンラインを活用した研修の必要性が増していますが、オンライン研修を開催するためには、PCやタブレット等の機材や通信機材の準備が必要になります。当協会としては、新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえ、研修を通して都民に質の高い支援のできるソーシャルワーカーを育成することは重要と認識し、研修自体がなくなるような状況は避けたいと思います。そのため、オンラインを積極的に活用し研修が継続できるよう、機材の購入のための予算を要望致します。

4. 東京都における災害支援について

(1) 災害支援研修 (新規)

東日本大震災以降、医療ソーシャルワーカーは被災地における支援活動やフィールドワークを行ってきました。被災地においては、災害時要配慮者に対する医療福祉の視点による支援が求められます。災害時の要配慮者への対応・支援を行うに際し、平常時より各関係職種・関係機関は備えをより強固にしてゆく必要があります。

平成30年5月に、厚生労働省による「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が通達され、長期間の避難生活による二次被害を防ぎ、避難生活から安定的な日常生活へと円滑に移行するための支援体制の構築が、喫緊の課題であることがより明確化されました。

東京都社会福祉協議会においても「東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて」が発表され、現実に即した関係者の動きと備えをめざして、発災時には「災害福祉広域調整センター」を都庁内に設置し、内外との協力で、ニーズを把握しての支援が可能な体制を作ることになっており、そのために広域訓練なども取り組まれて

います。

しかし、コロナ禍における現状も含め、災害時のニーズは、心のケアのみならず、医療・福祉・介護・衛生などの枠を超えた活動や連携が要求されます。各団体との緊急時の連絡通信手段や、共有情報内容やフォーマットについては、まだこれからの取り組みであり、多様な障害者組織や各関連団体との連携やその方法も今後の課題であります。こうした具体的課題や、方法の検討、検証を東京都として急ぎ進めて頂く必要があります。

以上の現状をふまえ、当協会ではこの9年間、医療ソーシャルワーカーや関係職種、一般都民を対象に災害支援・減災対策を目的とした講演会や研修を企画してきました。しかし、医療ソーシャルワーカーによる災害支援をより強化するには、更なる研修・講演会や他団体との連携の機会を設ける必要があります。よって、災害支援研修を行う事業予算を要望いたします。

○活動内容

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災支援報告会（計3回開催）・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災支援報告・関東圏MSW協会震災シンポジウム・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会・研修「被災地のアスベスト問題を考える」・公開講座「原発事故子ども・被災者支援法の成立と今後の課題・震災支援研修
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none">・講演会「悲しむ力～悲しみを正面から向き合って今を生きよう～」・講演会「あなたならどうする？もし福島の病院に勤務していたら」・講演会「安心して悲しむことのできる社会へ～遺された家族への支援を通して～」・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none">・福島県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会・災害支援講演会「あなたとつくる その日の備え」・「MSWと災害を語る夕べ」
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none">・放射線と健康被害について学ぶ学習会・福島県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会・熊本地震災害支援研修会・熊本地震支援報告会・大規模災害対策講演会
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">・宮城県におけるフィールドワークと現地MSWとの連携・交流会・講演会「想定外だった当事者としての経験を語る」・「MSWと災害を語る夕べ」
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none">・災害支援ワークショップ「振り返り会」

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援ワークショップ「避難所運営ゲーム（HUG）体験研修」 ・大規模災害時伝達訓練
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・研修「人工透析と在宅酸素の災害時対応についての勉強会」 ・災害支援ワークショップ「避難所運営ゲーム（HUG）体験研修」

（２）広域避難者の健康、人権に対する支援の継続、強化（要望）

東日本大震災の避難者の9年の長きに渡り、安心が得られないまま、負担を強いられた現状が心身に大きな影響を与えていることが、医療機関に受診する避難者の生活から明らかになっています。

住宅問題に関して、都は都営住宅の申し込み枠の拡大を図っていますが、様々な事情から申し込み要件に該当せず、入居の希望が叶わない避難者が多数存在しています。

また、住民票が元の居住地にあるために、避難先自治体の高齢者向け制度が利用することが出来ないことも現状です。

元の居住地のみを基準とする医療費や居住地の支援打ち切りは、医療福祉の面からも人権にも関わる問題と言えます。一律の打ち切りをせず、個々の事情を勘案しての個別支援（災害ケースマネジメント）を進めることの出来る予算措置と対応する職員の配置をすることを国に求め、都独自の住宅費・医療費助成を続けることを求めます。

（３）広域避難者への相談・心理支援・情報提供の体制を整備・充実させる（要望）

避難者からの声として、情報が届かない地域もあり、申請しなかった為に給付を受けられなかったなどの例も聞いています。

新たな就労や居住に結びつくことが出来ない、長期に及ぶ避難生活に疲れてしまったなど、困難な事情を抱え、孤立化し、そして今回のコロナ禍によって更に追い詰められている状況です。こうした方が、日常の生活圏で相談、支援を受けられる体制は、ますます必要になります。

よって、社会福祉協議会主催による交流サロンの定期的開催や当事者団体の運営助成などの継続・存続を求めます。

また、都立病院をはじめ、公的病院の医療相談室、医療ソーシャルワーカーの居る民間病院で、こうした避難者への情報提供や相談支援が出来る体制の整備を求めます。